

税制調査会

2007年10月26日

地方税における寄附金控除とふるさと納税

水野 忠恒

I 地方税における所得控除の考え方

① 地方税における所得控除（前出資料参照）

- ・ 地域社会における会費、応益課税の考え方がつよい。

↓

② 寄附金控除については消極的であった。

- ・ 地方公共団体の受益との対応関係が弱いとされた。
- ・ 対象団体、適用下限、控除限度額の制限が強い。

↓

③ 民間による公共の考え方の浸透

- ・ 地方団体の条例による寄附金控除の利用を認めるべきであるとする考え方もある（非営利法人課税 WG）

II 寄附金控除とふるさと納税の考え方

① 住民税の納税額の一部を、ふるさとに納付するという問題提起

② 応益課税の考え方からは、ふるさとを課税主体とするのは困難

- ・ 過去のサービスを根拠に課税できるか？

③ ふるさとに対して寄附した場合の税制上の優遇措置の拡充の適否

④ ふるさと納税の制度の根拠は、法律か、条例か。

⑤ 寄附金税制を活用する場合の論点（控除方式・上限・適用下限額 等）